

○常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和39年3月18日

常総衛生組合条例第2号

改正 昭和43年10月14日 組合条例第3号 昭和46年11月18日 組合条例第5号
昭和49年8月26日 組合条例第4号 昭和52年3月24日 組合条例第3号
昭和55年7月21日 組合条例第6号 昭和57年3月3日 組合条例第1号
昭和58年7月19日 組合条例第4号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、職員の特殊勤務に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当)

第2条 特殊勤務手当は、処理場内において事務に従事する職員に1日につき400円、半日につき200円、清掃作業に従事する職員及び事務に従事する職員が清掃作業に従事するときは1日につき600円、半日につき300円とする。

2 日直及び宿直勤務に服するときは、1回につき600円とする。

3 前2項の勤務でそれぞれの勤務を引き続いて服務するときは、600円とし重複してこれを支給しない。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、処理業務が開始したときから適用する。

附 則（昭和43年組合条例第3号）

この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年組合条例第5号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年組合条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年組合条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。